

[令和7年予備試験論文式 民事訴訟法] ※現実解

1 設問 1

2 1. 「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」(民事訴訟法 220 条 4 号二)

3 の要件は、①専ら内部の者の利用に供する目的で作成され、外部の者に開示す
4 ることが予定されていない文書であること、②開示されると個人のプライバシー
5 が侵害されたり個人ないし団体の自由な意思形成が阻害されたりするなど、
6 開示によって所持者の側に看過し難い不利益が生ずるおそれがあると認められ
7 ること、③特段の事情の不存在である。

8 2. Y の内部規則は、Y の取締役会の同意がある場合には、裁判手続、これに準
9 ずる手続及び行政不服審査法に基づく手続において、投融資案件の稟議書及び
10 その添付書類の写しを Y が提出できる旨を定めており、本件予測表は稟議書の
11 添付書類の一つに位置付けられている。したがって、本件予測表は、専ら内部
12 の者の利用に供する目的で作成され、外部の者に開示することが予定されてい
13 ない文書であるとはいえない(①不充足)。

14 これに対しては、銀行の貸出稟議書について①・②該当性を認めた判例を根
15 拠として、Y の稟議書に添付する損益予測表についても①・②が認められると
16 する反論が想定される。

17 確かに、本件予測表は、法令によってその作成が義務付けられているわけで
18 はない。また、本件予測表は、本件アパートの賃貸事業の損益の予測が、主要
19 な勘定科目ごとの明細とともに、数値で示された表形式のもので、記載された
20 数値は X から収集した情報及び周辺の不動産の情報等を基にした Y の担当者
21 の予測によるものである。そうすると、本件予測表は、専ら内部の者の利用に
22 供する目的で作成されるものであるとする余地もある。

しかし、本件予測表については、内部規則において、Yの取締役会の同意がある場合には、裁判手続等においてその写しをYが提出できると定められている点で、判例とは事情が大きく異なる。

したがって、本件予測表は、少なくとも、外部の者に開示することが予定されていない文書であるとはいえず、①を欠くから、「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に当たらない。

設問 2

1. X債権のうち本訴で請求されていない部分

(1) 後訴において本訴請求債権を自働債権とする相殺の抗弁を主張することは、対抗額の限度で同一債権の存否について既判力が矛盾・抵触するおそれがあるから(114条1項、2項)、既判力の矛盾・抵触の恐れを防止するという142条の趣旨に反するものとして、不適法であると解する。

(2) もっとも、前訴が明示的一部請求である場合、既判力の客観的範囲である訴訟物は債権の一部に限定されるから、後訴において残部債権を相殺の抗弁に供しても既判力の矛盾・抵触は生じない。そこで、前訴が明示的一部請求である場合には、後訴において残部債権を自働債権とする相殺の抗弁を主張することは、142条の趣旨に反しないと解する。

本訴では、X債権3億円のうち1億円の支払を求める旨が明示されているから、本訴の訴訟物はX債権のうち1億円に限定される。したがって、反訴において残部債権である2億円を自働債権とする相殺の抗弁を主張することは、142条の趣旨に反しない。

(3) 判例は、別訴において残部債権を自働債権とする相殺の抗弁を主張するこ

とについて、142 条の趣旨に反しないとした上で、相殺の防御機能や担保的機能を強調し、特段の事情の存しない限り正当な防御権の行使として許容されると解しているところ、この判例の射程は反訴の場合にも及ぶ。

本問では、特段の事情は認められないから、本件相殺の抗弁は、本訴で請求されていない部分については、適法である。

2. X 債権のうち本訴で請求されている部分

反訴の場合であっても、裁判所が裁量により弁論を分離（152 条）して本訴と反訴を別々に審理判断することにより、同一債権に対する既判力（114 条 1 項、2 項）が矛盾・抵触する危険が潜在しているから、反訴において本訴請求債権を自働債権とする相殺の抗弁を主張することは、本来であれば、前記 1（1）と同様に、142 条の趣旨に抵触することになる。

もっとも、判例は、具体的な事実関係に着目して、債権どうしの関係からして相殺による清算的調整を図るべき要請が強いとの理由から、弁論の分離を禁止することにより、相殺の抗弁は 142 条の趣旨に反しないと解している。

しかし、X 債権は、Y の説明義務違反を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権（民法 709 条）であり、Y 債権を減額する機能を有するわけではないし、Y 債権と発生原因と同じくするわけでもないから、X 債権と Y 債権について、相殺による精算的調整を図るべき要請が強いとはいえない。したがって、判例の射程は及ばず、弁論の分離を禁止することはできない。

そうである以上、本件相殺の抗弁のうち、本訴で請求されている部分は、弁論が分離されて同一債権について既判力が矛盾抵触する危険が残るから、142条の趣旨に反し、不適法である。以上